



令和8年6月
千代田区

令和8年度

千代田区保育補助員(会計年度任用職員) 採用選考案内

会計年度任用職員とは、一会計年度(4月1日から3月31日まで)を超えない範囲内で任用される一般職の非常勤職員です。

会計年度任用職員として任用されると、地方公務員法に規定される服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等)が適用されます。

1 選考対象者及び募集内容

職名	保育補助員
職務内容	(1) 児童の保育の補助業務及びこれに付随すること (2) その他子ども部長が保育の補助業務の実施のために必要と認めること
必要な資格	なし
任用期間	令和8年8月1日～令和9年3月31日 ただし、令和9年度以降に同一の職務内容の職が設置された場合は、公募の選考により、再度任用する場合があります。
条件付採用期間	原則1か月 (※1) 1か月の実勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまでは条件付採用期間が引き続きます。 (※2) 任用の都度、条件付採用期間があります。
採用予定数	若干名

注意事項

※ 日本国籍を有する方又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)別表第2(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)に掲げる在留資格を有する者並びに日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年5月10日号外法律第71号)に定める特別永住者の方が受験できます。

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

※ 任期が重複する千代田区会計年度任用職員の職の選考に既に申し込んでいる方又は申し込む予定のある方は受験できません。

2 勤務条件

勤務時間	<p>午前7時00分～午後8時30分の時間帯で、以下の日数・時間でのシフト勤務です。</p> <p>① 月10日勤務の場合 1日当たり6時間45分（休憩時間45分を除く） ② 月15日勤務の場合 1日当たり6時間45分（休憩時間45分を除く） ③ 月20日勤務の場合 1日当たり5時間45分（休憩時間45分を除く） ④ 月10日勤務の場合 1日当たり3時間 ⑤ 月15日勤務の場合 1日当たり3時間 ⑥ 月20日勤務の場合 1日当たり3時間</p>
給与・休暇等	<p>・報酬額と初年度（8月採用）の場合の年次有給休暇の付与日数は、勤務時間の区分に応じて、次のとおりです。</p> <p>（令和8年8月1日見込み）</p> <p>① 月額 106,855円 年次有給休暇 3日 ② 月額 160,282円 年次有給休暇 3日 ③ 月額 182,049円 年次有給休暇 5日 ④ 月額 47,491円 年次有給休暇 3日 ⑤ 月額 71,236円 年次有給休暇 3日 ⑥ 月額 94,982円 年次有給休暇 5日</p> <p>・この報酬額には、常勤職員に支給される地域手当相当分を含んでいません。</p> <p>・採用前に給与改定等があった場合には、その定めるところによります。また、任期途中で給与改定等があった場合には、条例の定めにより、増額又は減額される場合があります。</p> <p>・このほか条例等の定めるところにより、期末・勤勉手当及び費用弁償（通勤手当相当、上限55,000円/月）が支給されます。</p> <p>・年次有給休暇は、任期と任用年数に応じた日数が付与されます。このほか、夏季休暇（月20日勤務の場合に限る）、慶弔休暇等があります。</p>
勤務場所	<p>下記保育施設のいずれかです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 麴町保育園（一番町4） 2. 神田保育園（神田淡路町2-109） 3. 西神田保育園（西神田2-6-2） 4. 四番町保育園（四番町5-8）※仮園舎 5. いずみこども園（神田和泉町1） 6. ふじみこども園（富士見1-10-3） <p>※組織改正等により変更がある場合があります。</p>

	※就業場所は、原則敷地内禁煙です。
週休日・休日	日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始 外
保 険	②③：東京都職員共済組合（健康保険）・厚生年金保険・雇用保険加入 （ただし、学生を除く） ①②③④⑤⑥：労災保険加入

3 申込手続き

(1) 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入の上、必要書類（履歴書、作文）と併せて下記のとおり郵送または千代田区役所2階子ども支援課の窓口にて提出してください。なお、履歴書と作文は所定の様式を使用してください。

(2) 申込期間

方法	期間	注意事項
郵送	令和8年6月24日（水） （必着）	A4判が入る大きさ（角形2号）の封筒に入れ、表に赤字で「保育補助員採用選考申込」と明記し、 <u>簡易書留</u> で送ってください。 簡易書留によらない郵送での事故については、責任を負いません。
窓口	令和8年6月24日（水） （必着）	受付時間は、8：30～17：00です。 ※土・日曜日、祝日は受け付けていません。

(3) 郵送先、提出先及び問合せ先

〒102-8688

東京都千代田区九段南1-2-1

千代田区役所 子ども部子ども支援課保育管理係（区役所2階）

電話 03-5211-4229（直通）

※ 応募書類については、選考結果を問わず返却しません。

4 選考の方法及び選考日

選考方法	一次選考：書類審査（履歴書、作文） 二次選考：面接
一次選考結果通知	一次選考結果通知は、令和8年6月26日（金）以降に受験者全員へ郵送します（予定）。なお、令和8年7月2日（木）までに届かない場合には、子ども支援課までお問い合わせください。 一次選考結果通知は、選考日当日必ずお持ちください。
面接期間	令和8年7月7日（火）までの期間で子ども支援課が指定する日（予定）
面接会場	千代田区役所本庁舎（千代田区九段南1-2-1）
合格発表	令和8年7月中旬（予定）までに、合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

5 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施に当たり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

（参考）地方公務員法第16条（欠格条項）

<p>次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。</p> <p>一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者</p> <p>三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者</p> <p>四 日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
--

（注）民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。